

平成29年8月22日公表

縦覧手続の実施について

次のとおり縦覧手続を実施しますので、市民の意見をお寄せください。

対象案件	富良野都市計画景観地区の決定（案）について
意見募集期間	平成29年8月23日から平成29年9月5日まで縦覧期間 平成29年8月23日から平成29年9月5日まで意見提出期間
公表場所（供覧・閲覧）	・担当窓口（都市建築課） ・ホームページ
意見提出方法	・書面（様式自由）による提出 ・封書、ファクシミリ、電子メール、録音テープ（記録性の確保可能なもの）、直接提出、意見箱（公表場所に設置）への投函のいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと（住所・氏名の公表は行わないが、記入のない意見には回答できない場合がある）
意見提出者	①市内に住んでいる方 ②市内で働いている方 ③市内で学んでいる方 ④市内に事業所がある法人やその他の団体
意見提出先（問合せ先）	建設水道部 都市建築課 郵便番号 076-8555 富良野市弥生町1番1号 電話 0167-39-2316 ファクシミリ 0167-39-2332 電子メールアドレス： kenchiku-ka@city.furano.hokkaido.jp
意見検討結果の公表	平成29年9月 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表。（ただし、個別回答は行なわない）

<p>市の案及び関連事項</p> <p>(※案は別途添付)</p>	<p>(1) 案を作成した趣旨（背景や必要性、目的など） 平成 23 年 2 月に策定した「富良野市都市計画マスタープラン」の土地利用方針を踏まえ、下御料地区の一部について、土地利用の現状と将来的な見通しを勘案し、今後の土地利用に対応した規制内容とするため、富良野都市計画景観地区を決定しようとするものです。</p> <p>(2) 案の骨子（概要） 特定用途制限地域の変更にあわせ、景観地区対象地域について、建築物の形態意匠、建築物の最高高さ、最低敷地面積等の規制を決定します。景観地区の決定にあわせ、小規模な建築物等を除外する規定、区域の内外に渡る場合の規定等を条例にて定めます。</p> <p>(3) 市民への影響（検討の争点等） 現在、対象地域内において、決定後に不適合となる建築物はありません。 景観地区の決定により新たに施行する認定申請等に対する手数料の負担はありません（建築確認申請などの既存の手数料等はこれまで通りとなります）。</p> <p>(4) その他（法令根拠、自治体の類似事例など） 都市計画法、景観法 道内ではニセコ町、倶知安町にて導入されています。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>(1) 案の検討経過 平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月 北海道との下協議 平成 29 年 4 月 19 日 都市計画審議会勉強会 平成 29 年 5 月 25 日 住民説明会 平成 29 年 7 月 6 日 都市計画審議会</p> <p>(2) PC 後の今後のスケジュール 平成 29 年 10 月下旬 都市計画審議会 平成 29 年 12 月下旬 北海道同意協議 平成 30 年 1 月下旬 決定告示</p>

<input type="checkbox"/> 広報紙 月号への掲載
<input checked="" type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 8 月 22 日）
<input type="checkbox"/> 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（__月__日）